

令和6年11月15日

健保組合会議員 各位
ご担当者 様

ゼロ健康保険組合

健康保険 被保険者資格証明書について

日頃より、健康保険組合の事業運営にご理解ご協力いただき誠に有難うございます。

現在、マイナンバーカードと健康保険証の一体化への取り組みを進めているところですが、事業主が加入者への一時的な措置として発行している「健康保険 被保険者資格証明書」の取扱いについて、厚労省より通知が届きましたのでご案内いたします。

「健康保険 被保険者資格証明書」は、新規加入など健康保険証の未発行者が緊急でやむを得ない場合に受給資格を医療機関に明らかにするために交付するものです。本来は「マイナ保険証」または「資格確認書」の利用が基本となりますが、資格取得届等の必要書類が整わずオンライン資格確認等システムへのデータ登録ができない場合などで、加入者が医療機関を受診するため速やかに受給資格を明らかにする必要がある場合にのみ、特例的に交付するものであることに留意願います。

記

1. 事業主は、新規加入者についてマイナ保険証を利用するためのデータ登録又は資格確認書の交付が行われるまでの間、加入者が医療機関を受診する必要があるときに限り、被保険者に対し「資格証明書」を交付することができる。
なお、健康保険組合が被保険者等の資格取得の確認を行っていない者に対する資明証明書の交付は認めない。事業主は、健康保険組合から当該確認を行った旨の連絡を受けた者に限り、資格証明書を交付することができる。
2. 資格証明書の有効期間は交付日から5日以内を原則とし、交通の便その他やむを得ない事情により当該被保険者等がこの5日以内にマイナ保険証を利用するためのデータ未登録又は資格確認書の未交付の場合においても15日を限度とすること。
3. 被保険者は、資格証明書の有効期間が経過したときは、すみやかに事業主に返還するものとし、事業主はこれを健康保険組合に提出するものとする。
4. 資格証明書の様式は別紙様式によるものとする。

以上